

グリーンボンドフレームワーク

1. 調達資金の使途

以下の適格クライテリアのいずれかを満たす新規または既存の支出及びファイナンスに充当します。尚、連結子会社であるSMFLみらいパートナーズが拠出する場合は、同社に対する貸付金が対象となります。

(適格クライテリア)

- **再生可能エネルギー**
太陽光発電、風力発電、バイオマス発電（持続可能な原料や廃棄物を使ったものに限定）、地熱発電、小水力発電（発電量が25MW以下のものに限定）事業に係る支出およびファイナンス。但し、リファイナンスについては過去24ヶ月以内に事業開始したものに限定。
- **グリーンビルディング**
環境認証（LEED：PlatinumまたはGold、CASBEE：SランクまたはAランク、DBJ Green Building 認証：5つ星または4つ星、BELS評価：5つ星または4つ星、BREEAM：OutstandingまたはExcellent）を取得済みまたは取得予定のグリーンビルディングに係る支出およびファイナンス。但し、リファイナンスについては過去24ヶ月以内に竣工もしくは環境認証を取得・更新したものに限定

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

- 財務部と環境エネルギーまたは不動産ビジネスを所管する各部門が対象プロジェクトにおける適格クライテリアへの適合性を協議の上、評価・選定を行います。
- 財務部担当役員によってグリーンボンド発行の最終承認がなされます。

3. 調達資金管理

- 財務部が管理ファイルを用いて資金の充当と管理を行い、四半期に一度、資金の充当状況を確認します。
- 対象プロジェクトへの充当額がグリーンボンド残高を下回った場合は、新たに適格クライテリアを満たすプロジェクトを選定し再充当します。
- 調達資金が適格クライテリアを満たすプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、未充当資金は現金または現金等価物にて管理します。

4. レポーティング

- グリーンボンドが残存する間、ウェブサイト上にて、資金充当状況及び環境改善効果についての情報を開示します。
- 調達資金の全額が充当するまでは少なくとも年1回、全額充当後は充当状況に変更がある都度、情報を更新します。
- 環境改善効果として年1回、再生可能エネルギー発電事業については発電量及びCO2排出削減量、グリーンビルディングについては環境認証の種類及び等級を開示します。